

との神傳ありたりとぞ。靈界の事、固より凡庸の推理を容すべきではないが、以て神業寄托の神意を詳かに窺ふ事が出来る。

教祖四十六歳の年（安政六）正月神傳によつて村役場に隠居を願出た。庄屋小野光右衛門もいたく之を惜みたれども是非なく、三月に至り其の手續を了して、三男延治郎（同月浅吉と改名）に家督を譲り、家業の如きも、神傳のまゝに主として之れに營ましめた。

やがて其の年も漸く暮れんとする十月二十一日、今は麥蒔もへく終へたので、教祖は其の由を神前に奏して感謝せしに、五色の紙にて幣を切れとの神命あり、教祖命の如くにするや、乃ち神傳あり。曰く

此の幣を切り堺ひに肥灰こえいひ（農作）差止めるから其の分に承知して呉れ、外家業ほかを致し農業へ出で、人が願ひ（神への祈願）に參るまゝに、呼びに來れば戻り、願ひがすみ、又農へ出で、又も呼びに來、農業する間もなく、來た人も待ち、兩方の差支に相成る。なんと家業を止めて呉れぬか。

其方四十二歳の年に病氣で、醫師も手を放し、心配致し、神佛に願をかけて全快致し

た。其の時死んだと思つて慾を放して神の道を立て、呉れ。家内も後家になつたと思つて呉れ、後家よりは優し、物もいはれ、相談もなる。子供を連れて、ぼつ／＼農業して居つて呉れ。

此方のやうに實意叮嚀に神信心致して居る氏子が、世間に何んぼうも難儀して居る、取次助けてやつて呉れ。神の道も立ち、氏子も立ち行く。氏子あつての神、神あつての氏子。繁昌し、末々親に掛り子に掛り、あいよ、かけよ、で立ち行く。

とあり。是れなん所謂立教の神宣にして、蒼生愛憐救済の神の寄托は、かくていよく事實として現はれた。教祖は之を一期として、茲に後半生の新生活に入る事となつたのである。

此の神宣は、客觀的には、天地の親神の、教祖に大命依托の神意を明かにし、主觀的には、教祖立教の首途の覺悟を示すものであつて、同神宣の後半節は、即ち前者であり、その前半節は、即ち後者である。嗚呼、偉なるかな厥の徳、大なるかな厥の使命。

（九）其の布教